

蘭越町小型風力発電施設(20kw 未満)設置に係わるガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、蘭越町において小型風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備の建設にあたって、環境保全、景観形成の観点から事業者が自主的に遵守する事項を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインは、今後の社会情勢や環境の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

2. 対象施設

対象となる小型風力発電施設とは、蘭越町において風力発電の施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備とし、新設、増設、又は大規模な改修をする場合を対象とする。

3. 建設等における基準

(1) 住宅等からの距離

小型風力発電施設(20kw 未満)については、住宅等(学校、保育所、病院、福祉施設等、住民が利用する施設を含む。以下「住宅等」という。)から概ね100m以上離れること。ただし、対象住宅等の居住者及び利用者の合意が得られた場合はこの限りではない。

(2) 騒音・低周波音対策

建設後、騒音、低周波音の障害又は苦情が発生したときは、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を蘭越町に報告すること。

(3) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(4) 自然環境対策

建設等による動植物への影響に十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 景観対策

風力発電施設の配置、デザイン、色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。景観等を著しく阻害する場合は、事業者が必要な措置を講ずること。

(6) 事業説明

事業者は、風力発電施設建設前に設置地域や規模の概要について、地域住民(地権者、町内会等)に対し事業説明するものとする。また、事業説明会の実施結果について蘭越町に報告すること。

(7) 事業終了

事業者は、発電事業が終了したときは、自らの責任において、施設の撤去を行わなければならない。また、倒壊等周辺に危険が及ぶことのないよう適切な処置を行わなければならない。

(8) その他

建設にあたり、住民等から事業者へ申し入れ等があった場合は、申し入れ事項について誠意をもって対応するとともに、その内容を蘭越町に報告すること。